

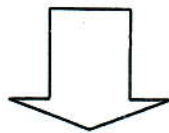
インフルエンザワクチンの供給が遅れたため、

**高齢者インフルエンザワクチン
定期予防接種の
接種期間を延長します**

◆ **接種期間**

変更前

平成29年12月31日まで



変更後

平成30年 1月31日(水)まで

◆ **持参するもの**

インフルエンザ予診票（水色）、健康保険被保険者証

〔 予診票の有効期限が、平成29年12月31日となっていますが、そのままお使いいただけます。 〕

※対象者の変更はありません。

※接種については各医療機関に確認してください。